

○国頭村行政視察受入に伴う費用徴収等に関する要綱

(令和8年2月18日告示第9号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国頭村（以下「村」という。）が行政視察（以下「視察」という。）を受け入れ、対応する際の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の対応及びそれに係る費用の徴収等に関する庶務は、当該視察の目的事項を所管する課等において行う。

(視察受入日時)

第3条 視察の受入れは、国頭村議会定例会（3月、6月、9月、12月）開会時期以外とする。対応する日時は開庁日の午前9時から午後5時までとし、標準所要時間は2時間以内とする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、その限りではない。

(視察の申込)

第4条 視察を希望する者は、行政視察申込書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 視察を希望する者の名簿
- (2) 視察受入に関する行程
- (3) その他村長が必要とする書類

(視察受入の決定)

第5条 村長は、前条に定める視察の申込を受けたときは、受入の可否について行政視察決定通知書（様式第2号）により、視察を希望する者に通知するものとする。

(費用の徴収及び額)

第6条 村は視察の受入に対応するときは、視察者1人あたり3,000円（資料代を含む。）を徴収するものとする。ただし、視察の過程において有料施設入館料、外部講師委託料等が発生した場合は、当該費用について別途徴収するものとする。

2 視察時間が標準所要時間を超えた場合には、その超過1時間ごとに視察者1人あたり1,000円を加算できる。

(費用徴収の方法)

第7条 前条に規定する費用は、村が発行する請求書(様式第3号)により、前納するものとする。ただし、村長が特に特別な事由があると認められるときは、この限りではない。

2 前項の規定により徴収した費用については、返還しない。

(費用徴収の減免又は免除)

第8条 次に掲げる者で構成される団体が視察をする場合は、第6条に規定する費用を減免又は免除することができる。

(1) 国頭村民

(2) 当該視察にあたり、国頭村内で宿泊する者

(3) 姉妹都市の議員又は職員

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校に通学する者

(5) その他村長が特に必要と認めるとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

行政視察申込書 [別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

行政視察決定通知書 [別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

請求書 [別紙参照]